

巻頭言

規制緩和と橋梁技術

大阪大学教授 堀川 浩甫

昨今の景気低迷の打開策の一つとして、また貯め過ぎた貿易黒字の解消策の一つとして、規制緩和が叫ばれている。政府にあっても「規制緩和推進計画」を平成7年3月31日閣議決定した。

その具体策の一つとしてJISの国際整合化（ISO（注1）への整合）を5ヶ年で実施することが盛り込まれ、後に3ヶ年に繰り上げられている。

整合化の手法には次のようなものがあるとされている。

手法Ⅰ：JISを改正し、ISOと一致させる。

手法Ⅱ：ISOをJISの一部として採用する。

手法Ⅲ：既存のJISの他にISOをJIS化する。

手法Ⅳ：JISをISOに提案する。

手法Ⅴ：JISを廃止する。

手法Ⅳが好ましいのは論を待たないが、3ヶ年でJISをISOとすることは事実上不可能である。

手法Ⅱ、手法Ⅲは一つの「もの（物、者または行為）」に複数の規準が存在し、「易きに流れ」最終的には「悪貨が良貨を駆逐する」ことになろうが、過渡期の混乱も避けられない。

結局、手法Ⅰに依らねばならないが、どうしても一致させることが出来ない時の最後の手段が手法Ⅴで、JISが存在しなければISOとの不一致は解消されるわけである。

このことは今後、ISOと整合しないJISを制定することは出来ず、ISO制定作業において我が国の技術状況を織り込ませ、それをJISとしても採用することになる。このためには技術の優劣を競うばかりでなく、同調者を増やす努力も必要であり、このことはビデオにおけるVHSとベータとの例でも明らかである。

ところでWTO/TBT協定（注2）によれば次の例外が認められている。

- ①国家の安全保障上の必要
- ②詐欺的行為の防止
- ③人の健康もしくは安全の保護
- ④動物または植物の生命、健康または生育の保護、環境の保全
- ⑤気候その他の地理的要因
- ⑥基盤的な技術上または社会基盤上の問題

我が国は地震国であり本年1月にも兵庫県南部地震により多大の被害を被ったところであるが、地震は適用除外の理由とはならない模様である。なぜなら、大地震は我が国のみならずアメリカのカリフォルニアからメキシコ、北イタリアからユーゴ、トルコにかけての一带、さらにはインドネシア、フィリピンにも多大な被害をもたらしており、技術にはこれらの国々と区別されるべき根拠がないからである。むしろ、我が国は世界に共通の基準作りの中核たるべきことを期待されている。

社会基盤上の問題として自動車の左側通行、右側通行が上げられるかもしれない。

現在、左側通行を採用しているのは我が国とイギリスおよびその影響下にあるオーストラリア、インドなどである。しかし、ドーバートネルの開通により何時まで左側通行でいられるか疑問である。自動車に開放されていない1995年の時点でもフェリーに乗ってフランスからイギリスに来た観光バスでは高齢者がセンターライン側から昇降するのを見、ロンドンの日本人小学校のパリ修学旅行の見学地は駐車場の完備された箇所に限られたと聞く。イギリスが右側通行になれば我が国は世界の孤児となり、左側通行を採用していること自体が貿易障壁と見なされるかもしれない。

話が替わるが、スウェーデンの企業が80キロ鋼をずいぶんと安値で売り込みに来たことがあった。現在の本州四国連絡橋公団の80キロ鋼の基準は筆者の昭和48年の試案（注3）がベースとなっている。この件につきスウェーデンの関係者と突込んだ議論をした。彼らが言うには「本四基準並の80キロ鋼を製造し相当の価格を付けているが、北海向けであり瀬戸内のようなマイルドな土地にはいかがであろうか」と。昭

和48年当時としては、烏山のガスホルダーの低温割れ、千葉と徳山における圧力容器の脆性破壊など相応の根拠のもとで提案している。しかし、その後すでに30余年を経過している。この間の関連技術の進歩は少なくない。

- ①鋼材の清浄度の向上
- ②ガスシールド溶接の採用や容材の極低水素化
- ③サイリスタやインバータなど溶接電源の発達
- ④超音波自動探傷に代表される検査技術の向上

これらの技術の発展が橋梁のコストにどのように反映しているのだろうか？高速道路の通行料金も国際競争力の足を引いていると言われるとき、顧みることも無駄ではあるまい。

注1) ISOはInternational Organization for Standardizationの略であるが、ここで制定される規格であるInternational Standardが例えばISO 9000-1:1994のように表記されることから規格を指すこともある。

また、電気に関連する規格はIEC:International Electrical Committeeに依っているが、ここではこれらを総称してISOと記述している。

注2) WTO/TBT協定とは、World Trade Organization(世界貿易機構)のTechnical Barrier Treatment(貿易の技術的障害に関する協定)のこと。

注3) 昭和47年度「本州四国連絡橋鋼上部構造に関する調査研究報告書」別冊4「鋼上部構造用鋼板の所要性能」pp103-104、土木学会48年3月刊